

川西市告示第 126 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、当該指定の図書は、川西市都市政策部都市政策課において縦覧に供する。

令和7年12月12日

川西市長 越 田 謙 治 郎

指定する特定生産緑地の区域及び面積

北・中部71生産緑地地区ほか22地区 約2.20ha